

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○介護の技能実習、来日後に 240 時間の日本語学習 (2017/6/22 CBnews)

厚生労働省は、「外国人技能実習制度」によって介護の実習生を受け入れる際の基準案を公表した。来日後、実習生に最大で240時間の日本語学習や40時間余りの介護導入講習を課すことが盛り込まれている。厚労省では7月20日まで条件に対するパブリックコメントを募集した上で、11月1日の実施に向け、新たな省令・告示を公布する方針。

基準案では、介護の技能実習生として来日するための条件として、「外国における高齢者・障害者の施設や居宅などにおいて、日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練などの業務に従事した経験を持つ」か、「外国における看護課程を修了した、または看護師資格を持つ」、あるいは「政府による介護士認定などを受けている」の、いずれかを満たす必要があるとしている。

求められる日本語能力は、入国時で日本語能力試験の「N4」程度、入国から2年目では「N3」程度のスキルを身に付けなければならないとした。

また技能実習生に対しては、来日してから現場に出るまでの間に240時間の日本語に関する学習と42時間の介護に関する講習が課される。ただし、日本語能力試験でN3に合格している人などの場合は、日本語に関する学習は80時間まで短縮できる。

■現場の指導員、実習生5人に1人

技能実習生を受け入れる事業所は設立から3年以上が経過している施設としている。ただし、訪問介護などの訪問系サービスは対象外となる。

技能実習生の指導員は、実習生5人に対し1人以上を配置するとした。また、指導員のうち、少なくとも1人は介護福祉士の資格を持つ人か、「(介護福祉士と)同等以上の専門的知識および技術を有すると認められる者」でなければならない。介護福祉士と同等以上の専門知識と技術を持つ人材としては、看護師を想定しているという。

事業所が受け入れることができる実習生の数について

では、常勤職員の数などで決まる。ただし、施設にいる実習生の総数が常勤職員の総数を上回るとは認められない。

○介護実習生、常勤と同数まで受け入れ可能に (2017/6/10 朝日新聞)

外国人技能実習生が働く場に11月から介護現場が加わることを控え、厚生労働省が実習生受け入れの要件案をまとめた。施設ごとの受け入れ人数の上限は、すでにいる介護職の常勤職員と同数とした。将来的にサービスを提供する人の半数が実習生の介護施設が出てくる可能性がある。

9日の自民党外国人労働者等特別委員会で示した。技能実習の対象職種に初めての対人サービスとして介護が入ることは、昨年臨時国会で成立した改正出入国管理及び難民認定法で決まった。最長5年間、介護現場で働けるようになる実習生向けに厚労省は独自の要件案を検討してきた。

要件案では、各施設の技能実習生の1年ごとの受け入れ上限は、常勤職員が30人以下の一般的な小規模施設の場合は職員の1割までとした。職種別に行われる技能検定の合格率が高いなど、政府が優良だと認めた施設は2割までとする。複数年にわたって実習生を受け入れた場合、最多で常勤職員と同数まで受け入れられる。

また入国時に「基本的な日本語を理解できる」程度の日本語能力を求めてきたが、新たに入国後に240時間は日本語を学習し、うち40時間は介護に関連した語学を学ぶことを求める。移動や食事、排泄(はいせつ)、着替えなどの介護導入講習は計42時間受けることとした。

パブリックコメントを経て8月ごろまでに正式に決める方針だ。

○第10期324人が日本へ 看護師・介護士候補生 (2017/6/13 じゃかるた新聞)

日本とインドネシアの経済連携協定(EPA)に基

づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ事業がことしで10年目を迎えた。第10期の候補者は324人（看護師29人、介護福祉士295人）。壮行会が12日、中央ジャカルタの在インドネシア日本大使館で開かれ、日本での健闘を誓い合った。

昨年11月から6カ月間にわたる日本語の教育研修を終えた324人の候補者は、愛知県、大阪府、東京都へそれぞれ出発し、さらに12月まで6カ月間、日本語の教育研修を受ける。

壮行会のあいさつで石井正文駐インドネシア大使は「日本に行っても努力を続け、最終目標である看護師、介護福祉士の国家試験に合格されることを心から期待しております。みなさんは日本とインドネシアの懸け橋です」と言葉を送った。さらに今後、インドネシア政府と連携し、同事業の制度をより良くしていきたいと話した。

候補者代表のあいさつをしたジュニ・アファンディさん（25）は過去2回、候補者選定の書類審査と面接を受けたが合格できなかった経験話し、「3回目、やっと合格することができました」と述べると会場から拍手が起こった。

インドネシアのことわざ「成功は空から降ってこない」という言葉を使いながら「日本で失敗することもあるでしょう。でも何回も失敗しても一番大事なことはすぐ起きて、またチャレンジして、絶対に諦めないことです」と力強く候補者の仲間に声をかけた。

最後にジュニさんが「道は自分でつくる、道は自分で開く、自分の足でしっかり歩いていきましょう」と呼びかけると、候補者から大きな拍手が送られた。

最後に候補者全員で2人組音楽ユニットKiroroの「未来へ」を合唱。涙を流す候補者もいた。

候補者は語学研修終了後、各受入施設で就労しつつ実地研修を受け、滞在中に日本の看護師国家試験及び介護福祉士国家試験の合格を目指す。看護師候補生は病院で経験を積みながら1年目から国家試験を受験できる。介護福祉士候補生は3年の実務経験を得て国家試験を受ける。

同事業は2008年、各国に先駆け、インドネシアから看護師・介護福祉士の候補者受け入れを開始した。09年からフィリピン、14年からはベトナムでも始まった。

08年から16年度までにインドネシアの看護師5

93人、介護福祉士1199人、計1792人（平成28年9月時点）の候補者を受け入れ、そのうち国家試験に合格したのは看護師130人、介護福祉士330人の計460人となっている。

ことしの介護福祉士の合格率は過去最高の62.4%を記録した。看護師の合格率は14.5%。難関の試験に合格しても、個々の事情で日本に定着できていないなどの問題がある。

○2025年問題 首都圏の介護人材の不足率は17.5%(2017/5/29 ケアマネジメントオンライン)

5月26日に閣議決定された「2017年版首都圏白書」によると、団塊の世代が後期高齢者になる2025年、首都圏での介護人材の不足率は17.5%、需給ギャップは推計約14万人にのぼるといふ。

「首都圏白書」は、政府が毎年度国会に対し、首都圏整備計画の策定および実施に関する状況について報告するために作成しているもの。首都圏とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県を指す。

近年、首都圏では高齢化率が30%を超える地域が拡大している。それに伴い、関東市場圏の介護サービス業の有効求人倍率も年々上昇。2016年12月現在の有効求人倍率は約4倍で、これは全国平均よりも1程度高い数字だ。今後加速度的に高齢者が増加することで、2025年度の介護人材の不足率は17.5%と全国平均の14.9%を上回ることが予測できるといふ。

首都圏の介護人材不足に対応するには、介護職員の処遇改善や潜在介護人材の呼び戻しなど総合的な取り組みのほか、介護ロボットやセンサーなど新技術の活用を指摘。また、都市のコンパクト化も、訪問介護に要する移動時間の減少など、介護サービスの生産性向上に有効であるとしている。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 白井、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず